BRAIN
生物系特定産業技術研究支援センター

研究費の不正使用は絶対にやめましょう!

研究資金の不正使用、不正受給は、**不正を行った研究者個人が罰せられる**のはもちろん、自身の上司や共同研究者、その他関わりのある人たち全てに迷惑をかけ、**所属機関の信用を失わせる背信行為です**。

実際に起きた過去事例とそのペナルティ

事例	PENALTY
A研究機構において研究者がカラ雇用、架空請求を行った	・不正使用額を加算金付きで返還研究者と所属先の実名を公開 ・停職４か月研究への応募資格を１年間停止 ・参加予定事業から除外
B社において人件費の過大計上、証拠書類の作成手順違反等を行った	・不正使用金額を加算金付きで返還 ・会社名公表　・担当役員の更迭 ・研究への応募資格を９カ月停止・親会社役職員を減給処分
C社において預け金、助成期間外の費用を期間内として計上等を行った	・不正使用金額を加算金付きで返還 ・会社名公表　・詐欺罪で元社長逮捕 ・６年間の委託契約、補助金の交付停止

不正根絶のため、生研支援センターでは以下の取り組みを行います。

- 委託機関に対し、運営・管理・監査体制の定期的なチェックと報告を求めます。
- 委託機関内部の相互監視が確実に機能するよう、調査・指導を行います。
- 委託機関に対し、無通告での抜き打ち検査・調査を行うことがあります。
- 現地検査の対象件数を増やします。
- 現地検査・調査では、帳簿を確認するだけでなく、居合わせた担当者に幅広く声掛けし、ヒアリングします。

研究活動の不正行為のご相談については右の窓口までご連絡ください。
なお、相談者の秘密は厳守します。

研究管理部 研究管理課 研究公正室
電話：044-276-8487
メール：kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp
HP：右の QR コードをお読みください